

第 6 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和2年11月30日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和2年11月30日(月曜日)

午前9時58分開議

午前10時1分閉会

本日の会議に付した事件

議案第47号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

出席委員(8人)

委員長	増 永 慎一郎
副委員長	松 村 秀 逸
委員	吉 永 和 世
委員	坂 田 孝 志
委員	西 聖 一
委員	山 本 伸 裕
委員	高 島 和 男
委員	荒 川 知 章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長	山 本 倫 彦
総括審議員兼政策審議監	平 井 宏 英
人事課長	城 内 智 昭
財政課長	梅 川 日出樹

人事委員会事務局

局長 青 木 政 俊

事務局職員出席者

議事課主幹	若 杉 美 穂
政務調査課主幹	植 田 晃 史

午前9時58分開議

○増永慎一郎委員長 ただいまから第6回総

務常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案第47号を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案第47号について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、人事課長から議案について説明をお願いします。

○城内人事課長 人事課でございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

第47号議案、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

おめくりいただきまして、資料3ページ、条例案の概要で御説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨でございますが、本年10月の人事委員会勧告等に基づき、一般職及び県議会の議員の先生方や知事など特別職の職員の期末手当の改定を行うものでございます。

2の改正する条例でございますが、今回、(1)から(7)までの関係する条例7本を一括して改正いたします。

3、主な改正内容でございますが、期末手当の支給月数の改定でございます。

(1)の表を御覧いただきますと、今年度の年間支給月数につきまして、0.05月引き下げ、一般職については、2.6月から2.55月、特別職につきましては、3.4月から3.35月とし、12月期に反映するものでございます。

(2)の表を御覧いただきますと、この年間の支給月数を、来年度からは、6月と12月の各支給期に均等に割り振ることとしておりま

す。

4、施行期日でございますが、3(1)は、今年度の期末手当の改定につきまして、本年12月1日から施行することとしております。

3(2)は、来年度の期末手当の改定につきまして、令和3年4月1日から施行することとしております。

なお、国家公務員における一般職及び特別職の給与に関する改正法案につきましては、去る11月27日に、人事院勧告どおり、期末手当を0.05月引き下げる内容で可決、成立しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、本日は、この委員会の後、議会運営委員会、本会議が開催されますので、質疑は、付託議案に関するもののみとさせていただきます。委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

質疑を受けた課は、着座のまま説明をしてください。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第47号について採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 異議なしと認めます。よって、議案第47号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第6回総務常任委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

いました。

午前10時1分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長